

令和6年2月19日

会員 各位

公益社団法人若松法人会  
会長 岡部 憲昭



令和6年能登半島地震における被災法人会支援について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標題のことにつきましては、公益財団法人全国法人会総連合（全法連）において被災法人会に対する義援金を取りまとめることとなりました（別紙のとおり）。当法人会としましても、法人会予算の中から義援金を拠出する方向で3月25日開催の理事会にお諮りする予定にしております。

なお、個別にご支援を希望する会員の皆様におかれましては、事務局の方で取りまとめますので、下記の要領によりお願い申し上げます。

記

1 義援金について

(1) 募集期間

県連での取りまとめの関係上、令和6年3月31日までといたします。

(2) 募金の方法

現金若しくは当法人会名義の銀行口座振込み

- ・現金の場合 当法人会事務局で募金箱を設置しております。お手数ですが、事務局までお願いいたします。なお、3月開催予定の総務委員会及び理事会において、会議場に募金箱を設置いたします。
- ・振込みの場合 ○遠賀信用金庫本店 普通預金口座 0963520  
公益社団法人 若松法人会  
○福岡銀行若松支店 普通預金口座 1239351  
公益社団法人 若松法人会

(注1) 振込手数料はご負担願います。

(注2) お振込みをいただいた場合、お手数ですが、以下の「義援金連絡書」をご記入の上、当法人会事務局までFAXによりご連絡ください。

2 その他留意事項

本義援金は、被災法人会に対するものですので、個人の場合の「特定寄附金」や法人の場合の「国等に対する寄附金」には該当しません（寄附金控除の対象ではありません）。

《義援金連絡書》

公益社団法人 若松法人会事務局 行

法 人 名	
氏 名	
金 額	円 (振込日 月 日)